

古代における漢語・漢文の受容と和語・和文表記

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉村, 武彦 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1526

古代における漢語・漢文の受容と和語・和文表記

吉村 武彦

要旨 日本列島に居住していた人々が、今日のような和文（やまと言葉）のように、話し言葉の順に表記ができるようになったのは、天武朝頃だといわれる。それまでの文章は、基本的に漢文で表記されていたことが明らかになってきた。

しかし、『魏志』倭人伝には「邪馬台」などの国名のほか、「卑狗」（彦か）や「卑奴母離」（夷守）のような字音を利用した和語表記の官職的名称がある。その一方、「都市」「大夫」のような漢語の職名もある。しかし、五世紀の人制における職名は「杖刀人」や「典曹人」のように漢語表記である。

ところが、部民制の表記は「馬飼」「鳥養」のように和語の読みのおりの漢字表記となる。この表記法は、和歌における古体歌（略体歌）の表記法との関係で注目すべきであろう。ただし、こうした部分的な和語表記ができるようになってからも、和文の表記とは直接つながらない可能性が強いと思われる。

キーワード：和語・和文表記・人制・部民制・古体歌

はじめに

『古事記』は、いわゆる変体漢文で書かれている。その序文に、上古の時は、言と意と並に朴にして、文を敷き句を構ふること、

字に於ては即ち難し。已に訓に因りて述べたるは、詞心に逮はず。全く音を以て連ねたるは、事の趣更に長し。是を以て、今、或るは一句の中に、音と訓とを交へ用ゐつ。或るは一事の内に、全く訓を以て録しつ。即ち、辞の理の見え匡きは、注を以て明し、意

の況かたの解かり易やすきは、更に注せず。(新編日本古典文学全集『古事記』)

とみえる。『古事記』の文章化にあたって、文字表現の難しさを述べたものである。七十二年(和銅五)の年時をもつ、この太安万侶の悩みはどうやら本当のことであった。

かつては声の世界と文字の世界とを、それほど区別せずに考えてきた。話し言葉を文字につづることは容易だと想定していたからである。そのため、たとえば『日本書紀』孝徳朝の大化の改新詔に関する論争において、改新詔の原型が和文か漢文かの議論が存在した。行政区画の「郡」の表記をめぐる郡評論争において、元の和文を漢文化する際に、後の知識に基づいて「評」の字を「郡」に改めたという説が提起されたのである。しかし、こうした考え方は近代の研究者ばかりではなかった。しばしば指摘されているように、本居宣長がその著『古事記伝』において、

吉村 武彦

但し歌と祝詞と宣命詞と、これらのみは、いと古より、古語のまゝに書伝へたり、これらは言に文をなして、麗くつゞりて、唱へ奉て、神にも人にも聞きこ感かしめ、歌は詠なめもする物にて、一字も違ひては悪かる故に、漢文には書がたければぞかし(『本居宣長全集』九、一八頁。筑摩書房)

と述べていたからでもあった。

ところが、稲岡耕二氏をはじめとする近年の古代文学研究者の研究により、こうした自動的和文表記説が根底的に批判された。七世紀中

葉という時点では、和文をそのままのかたちで表記し、またその結果何らかの記録として残存していたことを想定するのは不可能となった。改新詔が大宝令によって潤色されていることは明らかになったが、元の詔は和文ではなかった。したがって、原改新詔が和文であるのか漢文であるのか、という問いかけ自体が成り立たなくなった。

しかし、和歌の文字化に関する最近の研究を、文献史学にひきつけたとはいえ、このようなかたちで小括するのははや不十分である。今日の研究では、和文の文字化におけるその意味自体が問われているからである。この文字化の意味が投げかけている課題は、実は和歌だけではない。研究史のうえでは、万葉歌の表記に象徴されるように和歌の文字化の研究が進展している。しかし、実際に問題になるのは、和歌もその中に入る和文の一群の世界である。宣長はさらに述べたが、少なくとも宣命や寿詞(祝詞は別であろう)も含まれる。これまでの研究では、和歌の分野が突出していた。しかし、宣命や寿詞を入れて総合的に考察しなければならぬ。なぜなら宣命や寿詞は、和歌以上に公的な、儀礼的な性格をもつからである。

さて、考察を進める前に倭国ないし日本国をとりまく、言語状況について概観しておこう。

奈良時代前半のことになるが、『続日本紀』天平二年(七三〇)三月辛亥条に、

諸蕃・異域、風俗同じからず。若し詔せま語ご無なくは、事を通すこと難かたけむ。仍て粟田朝臣馬養・播磨直乙安・陽胡史真身・秦朝元・文

元貞等五人に仰せて、各弟子二人を取りて漢語を習はしめむ。
 (『新日本古典文学大系』『続日本紀』一)

という太政官奏がだされ、承認されている。粟田馬養ら五人が二人ずつ弟子をとらせ、漢語を学習させるのが、その趣旨である。漢語はいうまでもなく中国語であるが、ここでは「諸蕃」と位置づけられている。また、諸蕃と異域の語を最大限に評価すれば、ここでは唐だけに限定されない可能性がある。東アジア全体の諸蕃・異域の共通語として漢語が想定できるからである。¹⁾中国語が文字としてばかりか声の世界でも共通語として機能していたのである。

なお、五人のなかには渡来系が多く、陽侯氏は隋の煬帝の子孫と称し(『新撰姓氏録』左京諸蕃条)、秦長元は唐で出生、文元貞は渡来一世かという。なお、播磨乙安は渡唐経験がある。²⁾

さて、この漢語の学習は通訳としての訳語の育成にある。したがって、対外関係においてはそれぞれの他国語を自国語に訳すことであり、文字化の問題とはレベルを異にする。端的にいえば、声の世界における異言語の変換作業であって、文字の世界の問題には直接つながらない。中国の言葉は漢語と認識されていたが、朝鮮半島の言葉はどのようにつまえているだろうか。

『日本書紀』敏達十二年是歳条によれば「韓語」とよばれており、「からさひづり」と読む。さひづりとは、「意味のわからない言葉をしゃべること」(『岩波古語辞典』補訂版)。この時期は百済を介して、朝鮮や中国の文化を輸入している。実際に解せないことがあったにせよ、

蕃国差別観からきた読みであろう。「あづま」の地名にかかる枕言の「鳥が鳴く」と同類である。なお、韓は「三韓」の韓であり、『続日本紀』に「新羅語」(天平宝字五年(七六一)正月乙未条)とみえる。また、「延喜式」に、「百済通事」、「渤海通事(渤海訳語)」の名称があるのも、少なくとも朝鮮三国ではそれぞれ微妙に異なっていた可能性もある。それはともかく、東アジア共通の文字・言語であった漢字・漢語を使用して、どのように和語・和文を表現していったのか、そのプロセスを考えてみたいと思う。

一 声の世界の和語表記

1 和語の表記

日本列島と関係する倭のことが記述された最古の書籍は、『前漢書』地理志である。そこには「それ楽浪海中倭人あり、分れて百余国となす。歳時を以て来り、献見すと云う」とみえる。しかし、ここには「倭人」の語があるだけで、和語の表記はみえない。中国で『前漢書』について編纂されたのは『魏志』(『三国志魏書』)である。その東夷伝倭人条、いわゆる『魏志』倭人伝を調べてみる。

『魏志』倭人伝といえば、反射的に邪馬台国を思い浮かべる。この国名「邪馬台」が、和語を中国音で表現したものである。ここには対馬・一大(一支か)・末盧・伊都・奴・不弥・投馬・邪馬台国と、斯馬国以下二一か国の名が記載されている。そして最後に邪馬台国に敵対する狗奴国。人名としては、倭国の女王である卑弥呼と舌与(舌与)、

表1 邪馬台国の和語

国名	官職名		
	官(長官)	副	その他
対馬国	卑狗	卑奴母離	
一支国	卑狗	卑奴母離	
末盧国			
伊都国	爾支	泄柄 謨渠	舳舳
奴国	兜馬舳	卑奴母離	
不弥国	多模	卑奴母離	
投馬国	弥弥	弥弥那利	
邪馬台国	伊支馬	弥馬升	支靱 馬獲 佳奴
狗奴国	狗古智卑狗		

さらに各国の官職の名称として卑狗・卑奴母離などがある。「卑狗」の字について、(1)卑狗はヒコと読みうる。(2)卑狗は「彦」の字で書きならわしているところのひこ、こという言葉にあたりとみることができ、^③ということとはまちがいないようだ。「卑奴母離」も「夷守」(『日本書紀』『万葉集』にみえる)と想定していいだろう。意味不明の和語が多いなかでは、意味が判断できる貴重な言葉である。なお官職名には、市をつかさどる「都市」^①や大夫など中国的呼称の官名もある。しかし、小稿では和語の官職名が確認できればいい。

このような和語の名称を表示すれば、表1のようになる。人名のほか国名(地名)・官職名などの固有名詞が、漢字で表記されていた。

そして、その一部の国名は、対馬・杵岐・糸島などのように今日までその名を伝えている。邪馬台の国名も「やまと」ないし「やまど」と訓み(『岩波古語辞典』補訂版)、奈良県の大和でいいだろう。これは三世紀の言葉で現代につながる重要な史料である。

次に、五世紀の金石文を取りあげてみよう。

日本列島から出土した銘文は、次の三点である。

(1) 稲荷台一号墳出土「王賜銘」鉄剣(千葉県市原市)

・王賜□□敬□^(安カ)

・此廷□□^(刀カ)

(市原市教育委員会他『王賜』銘鉄剣 概報』吉川弘文館)

(2) 稲荷山古墳出土金錯銘鉄剣(埼玉県行田市)

・辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埜其兒多加利足尼其兒名弓已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半弓比

・其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支幽大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也

(埼玉県教育委員会『稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報』)

埼玉県教育委員会『埼玉 稲荷山古墳』

(3) 江田船山古墳出土銀錯銘大刀(熊本県菊水町)

・治天下獲□□□□幽大王世奉事典曹人名无剛弓八月中用大鉄釜并四尺廷刀八十練□十振

・三寸上好削刀服此刀者長壽子孫洋々得□恩也不失其所統作刀者
名伊太圃書者張安也

〔東京国立博物館「江田船山古墳出土 国宝銀象嵌銘大刀」

吉川弘文館。ただし、一部改変〕

すべて漢文で書かれているが、(1)には和語がみえない。(2)は「辛亥年七月中記」の紀年銘をもち、西暦四七一年の作成である。鉄剣の銘文には、乎獲居より上祖意富比拖にいたる八人の和名の個人名が漢字の字音で記載されているほか、雄略天皇である獲加多支鹵の名がみえる。また、この時期ワカタケルが居住した斯鬼宮の宮名が和語である。(2)と同じようにワカタケルの名がみえる(3)の大刀銘には、无利弓と刀自体の製作者伊太加(ないし伊太和)の個人名がみえる。ただし、書いた人は張安という渡来系の人物である。張が姓、安が個人名となる。このように倭人の個人名が和語として字音で記されている。

なお、(2)の金錯銘鉄剣と関連し、東京国立博物館所蔵の朝鮮半島出土の有銘環頭大刀との関係がいわれている。銘文は「不畏也□令此刀主富貴高遷財物多也」であるが、中野政樹氏により象嵌技術の質の同一性、東野治之氏によって書風の類似が指摘されている。ただし、漢文の文体であり、韓語はみられない。

ところで、(1)・(3)の金石文に続いて注目されるのが、「癸未年」の紀年銘をもつ和歌山県橋本市の隅田八幡神社所蔵の人物画像鏡銘。この鏡は仿製鏡で、癸未年は五〇三年がいいだろう。「日十大王」(日十の読みは各説ある)や「今州利」などの人名、「意柴沙加宮」の宮名

が確かな和語の字音表記であろう。このほか、「斯麻」・「開中費直」などの和語もみえる。いずれも(2)・(3)と共通する固有名詞である。

これら金石文史料のほか、『宋書』倭国伝もある。しかし、当時の倭国王は国名の「倭」を姓とし、実名から一字の好字を名前(たとえばワカタケルの武)にしていたので、名前にも和語はみられない。

『魏志』や『宋書』の中国文献が漢文で書かれていることはいうまでもない。不臣の朝貢国であった三世紀の邪馬台国の時期に、国名・人名・官職名などに、和語が字音で表記されていた。五世紀の倭の五王の時代、倭国王は宋の皇帝から「安東將軍・倭国王」のように冊封を受けていた。人名・官職名も中国風の表記に変わり、和語は記されていない。

一方、日本列島内では鉄剣・鏡などの銘文は、文は漢文で書かれたが、人名・宮名には和語が字音で表記されていた。ところが、(2)金錯銘鉄剣にはヲワケの官職名が「杖刀人首」、(3)銀錯銘大刀にムリテが「典曹人」として表記されている。邪馬台国時代における和語の官職名とは明確に異なっている。官職名に「都市」のような漢語が採用されたからである。次にこの問題を考えてみたい。

2 人制の表記

五世紀後半の雄略朝の同時代史料である金錯銘鉄剣には「杖刀人」、銀錯銘大刀銘には「典曹人」の語があった。興味深いことに、『日本書紀』の同じ雄略紀を中心に表2のように人の史料がみえる。私はこ

表2 『日本書紀』の主な人制

紀年	記事 (者を含む)
神代第9段本文 神代第9段一書	持傾頭者, 持帚者, 尸者, 舂者, 哭者, 造綿者, 舂人者 作笠者, 作盾者, 作金者, 作木綿者, 作玉者
景行40年	秉燭人
雄略即位前紀	大舍人, 舍人
雄略2年10月	舂人部, 厨人, 河上舍人部, 史部
雄略3年4月	湯人
雄略7年	漢手人部, 舂人部
雄略8年2月	典馬 (人)
雄略9年5月	家人
雄略10年9月	養鳥人
雄略11年5月	川瀬舍人
雄略14年1月	手末才技
雄略14年4月	負囊者
雄略23年8月	船人

れら**人の語が象徴する史料を、治天下の王(後の天皇)と仕え奉る(仕奉)という関係を結び、**人で表記される職務に従事する人制という職掌体制で捉えている。⁽⁶⁾

さて、これら人制の史料のうち、杖刀人のように二字(杖刀)以上の語を含む表記は漢語表記で、(動詞プラス目的語の名詞)人という構造をもっている。ところが、こうした漢語の表記にもかかわらず、

『日本書紀』の読みは和語として読んだ可能性が強い。というのは、雄略八年二月条の本文「典馬」(人)の本注に「典馬、此云三千麻柯比」とみえるからである。つまり、「典馬」は漢語、読みは和語ということになる。また、神代第九段の本文にある「持傾頭者」はキサリモチ、「持帚者」はハハキモチ、注の「造綿者」はワタツクリの古訓がある。雄略紀の注を参照すれば、こうした古訓どおりに読まれたであろう。

ところで、『日本書紀』雄略紀にみえるという理由で、雄略の時代に和語として読まれたということにはもちろんならない。確実にいえることは、『書紀』編纂の時点を下限とする読みということである。ところが、ここで参照したいのが『魏志』倭人伝の「卑奴母離」である。『書紀』では景行十八年三月条に地名としての「夷守」と、人名としての「兄夷守・弟夷守」がみえる。また、『万葉集』には五六七番歌の左注に「夷守駅家」の地名がみえる。地名・人名を問わず「夷守」と表記して、ヒナモリと読んでいる。

夷守は、「夷を守る」意味であるから、『魏志』倭人伝は、その官職、漢語で表記すれば「守夷」になるはずである。ところが、こうした漢語表記ではなく、和語読みの順に漢字で「夷守」と表記する。後述するように、後世の二次的な部民制の表記と同じである。ここでは表記ではなく、ヒナモリという形態の和語が三世紀前半に存在していたことに注目したい。ウマカヒと同じ形態だからである。史料が少ないので確証はないが、言葉のうえではウマカヒが邪馬台国の時代(三世紀

前半)に存在しても不思議でないからである。敷衍すれば、次のようになる。

三世紀前半の状態を記した『魏志』倭人伝には、「都市」のような中国的官職を除くと、倭国内の官職は「卑奴母離」のように漢字の字音を利用して表記された。都市の読みは音か訓か、定かにできない。ところが、五世紀後半の金石文には「杖刀人」や「典曹人」などのように、漢語表記の人制の官職名が存在した。この漢語表記の官職の読みは、漢語表記にもかかわらず和語読みの可能性もある。もっとも、ヒナモリやウマカヒ・トリカヒのような在来型の職掌と、中国から新たに導入したような官職とは差異がでるかもしれない。しかし、特別な例外を別とすれば和語読みで想定していいように思われる。

3 部民制の表記

次に、部(部民)の制度の漢字表記について考察を進めたい。部民制の開始時期は、五世紀末から六世紀前半と想定される。現在のところ、六世紀後半に築造された島根県松江市の岡田山一号墳出土の鉄剣に、「各(額) 田部臣」と象嵌された名代の部が確実な最古の史料である。

名代や子代の部は、穴穂部(穴穂宮)・小長谷部(長谷列木宮)のように宮号にちなんで名づけられる¹¹⁾。宮号は地名や建造物の特徴などの和語表記であるので、一般的にいえば和語表記となる。また、蘇我部や大伴部などのいわゆる豪族所有部(部曲)の表記も、蘇我氏や大

伴氏の氏の表記が和語なので、和語表記となる。

ここで問題にしたいのは、いわゆる職業部(井上光貞氏のいう品部)の表記である。衣縫部・鷹甘部・玉作部・日祀部・矢作部など、(名詞プラス動詞)プラス部からなる和文読みをそのまま漢字で表記している。大宝令の施行細則とされる官員令別記の職種表記も、甲作・鞞作・鞞張・羽結(職員令造兵司条)など同じタイプである。五世紀の人制と対比できる共通の職掌は少ないが、

(a) 養鳥人——鳥養・鳥養部

(b) 典馬(人)——馬飼(馬養)・馬飼(馬養)部

と対照できる、和語表記である。前項で述べたウマカヒと同じである。以上のように、人制の表記は漢語表記であった。ところが部民制の表記は和語順の表記に変化している。ごく例外的に捕鳥部万(崇峻即位前紀¹²⁾)のような人名がみられるが、この捕鳥部もふつうは鳥取部のような表記が多い。そこで、人制から部民制へとシステムが変化した時期に、漢語表記から和語表記へと変化したと考えることができる。

ところで、すでに述べたように人制の表記は漢語であるが、読みは和語であった可能性が強い。部民制がつくり出された時、人制段階の和語読みの通り、部の表記が和語のまま漢字で表記されたと考えたい。そこで、名代・子代の表記の仕方に影響され、職掌部の漢字表記が和語風に変化したと想定したのである¹³⁾。

ヒナモリからはじまり、ウマカヒやキヌヌヒの表記には、助詞が含まれない。この事実をどのように評価すればいいのだろうか。三世紀

にヒナモリの表記ができている事実からみれば、ヒナモリのような形態に合わせたと考えていいだろう。助詞の問題と関係していることはいうまでもないが、助詞の表記を加えた和文の表記が不可能であった時代であることはいうまでもない。

以上のように、部民の表記は、目的語のA(名詞、たとえば鳥)をBする(動詞、たとえば養う)という動作(これが職種となる)を、和語の読みのとおり「AB(たとえば鳥養)」の漢字で表記したものである。この表記法は漢語ではなく、しかも「卑奴母離」のような字音表記でもない。和文の読みのとおり、漢字の名詞・動詞を利用して表記したもので、和文表記史のうえでは一つの画期をなしているだろう。

この部民表記との関係で対照すべき問題が、和歌の古体歌(いわゆる略体歌)の表記である。節を改めよう。

二 古体歌から新体歌へ

1 新体歌と柿本人麻呂

『万葉集』には、周知のように古体歌(略体歌)と新体歌(非略体歌)とが存在する。古体歌は典型的な例をあげれば、

春楊 葛山 発雲 立座 妹念 (巻十一、二四五三)

のような表記となる。合計一〇字の漢字からなり、一見すれば漢詩のような表記である。この歌は、

春楊 葛城山に 発つ雲の 立ちても座ても 妹をしそ念ふ

と読み、「葛城山に立つ雲のように、立っても座っても妹のことを思っている」のような大意である(日本古典文学大系『万葉集』二、表記は一部改変)。古体歌は基本的に体言と用言とからなり、いわゆるテニヲハの助詞や助動詞などの付属語は使われていない。助動詞や助詞は、各種の様態・時制などを示すから、助動詞・助詞のない古体歌の読み方次第で、元の歌が微妙に変化する。解釈ばかりか、歌自体の質も変わってこよう。

ここでは詳述する余裕がないが、古体歌から新体歌へのプロセスを少しふりかえっておきたい。この研究の推進役である稲岡耕二氏の論文をとりあげて、研究状況をかいま見たい。

最初に検討したいのは、一九八六年に発表された「木簡と表記史」¹⁵⁾である。この論文は、一九八五年十二月に木簡学会で発表された西河原森ノ内遺跡の木簡を契機とする。とりあえず釈文を紹介しておこう。

・ 椋直□之我□□稻者□以得故我者反来之故汝卜部

・ 自舟人率而可行也其稻在処者衣知評平留五十戸且波博士□¹⁶⁾

問題は、この木簡の年代である。『木簡研究』八によれば、「木簡の共伴遺物は、七世紀後半の土器」とされている。また、『西河原森ノ内遺跡 第3次発掘調査報告書』では、「年代は評制下で、天智九年(六七〇)の庚午年に始まる戸籍調査の完了から、木簡にみる『里』の初例である天武十二年(六八三)までの間と考えられる」と書かれている。上限の庚午年については、「平留五十戸」の時期を「白髪部五十戸」(六四九〜六六四年)の木簡と「山部五十戸」(六六三年)の

法隆寺幡とを区別する山尾幸久氏の見解に基づいている。^①「平留五十戸」を「*部五十戸」と共通するとみれば、文面からいえば上限はさかのぼる。

さて、稲岡氏はこの木簡を「漢文ではない、素朴な和文体書簡」とみて、私的通信文であることに注目している。その結果、漢文ではなく和文として読まれたと判断している。稲岡氏によれば、

棕直□之。我が^ま籬^ま籬者^ま籬^ま以て得たるが故に我者反り来たり。故是に汝卜部、自ら舟人を率て行く可き也、其の籬の在処者、衣知評平留五十戸旦波博士の^ま籬^まそ。

となる。^② 私的な通信文という性格から注意したいのは、卜部や旦波博士、そしておそらく棕直にも個人名がみえない点である。これは三世紀の『魏志』倭人伝や五世紀の金石文銘にある在来系人物の個人名と比較すると、興味深いものがある。^③ それはともかく、本題にもどって検討を続けよう。

稲岡氏は、天武朝までの和文表記は付属語の書かれることの少ない「古体」の表記とする。そして、『万葉集』のなかでもっとも古い表記を保存している「人麻呂歌集」の注記をもつ部分、とりわけ略体歌群には「古体」のおもかげがみられるという。この「古体」の表記が、人麻呂の時期の一般的な書き方だとする。このように略体歌を天武朝の和文表記と認め、略体歌より付属語の表記を綿密化した非略体歌、さらに緻密な作歌はその後の時期に書かれたものと位置づける。つまり、人麻呂は略体歌↓非略体歌↓作歌の順に書き継いだと考える。そ

して、「やまと歌の表記の始まりを人麻呂の時代とし、人麻呂によって『新体』の綿密な表記が考案された」と結論づける。この見解はすでに述べたように、一九八六年（昭和六一）十月の時点である。

ちなみに新体歌とは、

卷^ま向^ま之^の 病^あ足^な之^の川^か由^ゆ 往^ゆ水^す之^の 絶^た事^{こと}無^な 又^ま反^か将^へ見^み（一一〇〇）

であり、作歌とは

物^{もの}乃^の部^ぶ能^の 八^や十^そ氏^ぢ河^か乃^の 阿^あ白^じ木^き余^よ 不^い知^ま代^よ経^な浪^な乃^の 去^や辺^へ白^し不^ら母^む

（二六四）

（稲岡「総訓字表記への志向とその転換」下、三一六頁）

である。前者は「人麻呂歌集新体歌」、後者は「人麻呂作歌」となる。なお、この論文では法隆寺の金堂薬師仏光背銘・二天造像銘・辛亥年銘観音造像銘などの銘文類の検討から、「遅くとも七世紀の中葉には、漢字を用いてやまと言葉の語順のままに記すことが可能になっていた」とされている。しかし、その和文とは助詞や助動詞の大部分が文字化されていない和文である。

稲岡氏はすでに、一九六九年に発表した「人麻呂歌集の筆録とその意義」において、人麻呂の表記の原点を略体表記と捉え、非略体表記への歩みを「新しい表記法の開発」と考えていた。そして、「略体・非略体という呼称を不適当だと思ふのは、（略）表記者の意識とはかけ離れた名称であり、表記史の上から仮りに名付けるとすれば、古体と新体と言うべきもの」と述べていた。^④ その後の研究でこの認識を発展させ、一九九一年に『人麻呂の表現世界——古体歌から新体歌

へ——』を提起したのである。この書物は二章構成からなり、第一章が「漢字とのたたかい——古体歌試論」、第二章が「新体歌の世界」である。ここに稲岡氏の新しい峰がつくられ、その考えが集大成されたのである。

最近では、「文字を推敲して作歌する」問題から「声の歌」にいたるまで、古体歌・新体歌に対する新たな展開がみられる。

ところで、文献史学の立場からいえば、第一義的には和文の表記史を正確に掌握することが重要である。この意味では七世紀後半、特に天武朝前後の和文の文字化を正しく捉える必要がある。そして次に、柿本人麻呂の評価の問題がある。かつて古代史の通史のなかで、「付属語をつけることなど簡単に思われるが、古代人にはなかなか困難であったようだ。近年、稲岡耕二氏がこうした展開における柿本人麻呂の役割を重視する説を唱えている。特定の個人の功績に帰するかどうかは別として、天武・持統朝の前後に和文表記の歴史が画期的な時代を迎えたことは確かである」と述べたことがある。人麻呂の作歌における意味を認めながら、もう少し集団的な要素を配慮した方がいいという思いからである。引き続き検討を加えたい。

2 和文文字化への途

和文の表記に関する稲岡耕二説の主要な論点は「新体歌と柿本人麻呂」で述べた。この稲岡説に対し、文献史学から批判的な論陣をはっているのが東野治之氏である。小稿では、おもに和文表記の成立期を

問題にしているので、「最古の万葉仮名文」をとりあげる。東野氏は大津市の北大津遺跡から出土した、いわゆる「音義木簡」を組上りによせる。釈文は次のとおり。

□ツ
□里
□替田須
□采取
□須
□反
□米
□須
□反
□皮
□披
□阿佐ム
□加ム
□移母
□

七世紀後半と想定される人工的な溝から出土した木簡であるが、「賛||田須久(たすく)」、「詮||阿佐ム加ム移母(あざむかむやも)」や「續||久皮之(くはし、釈文は「反」であるが、「之」とする東野説がいい)」などが記載されている。東野氏は「あざむかむやも」に注目し、詮(誣の異体字)の字が、「ある文章の中で使われていてその読み方を記す意味があった」と考える。

この遺跡の年代を、東野氏は林博通『大津京』によって天智天皇の大津宮時代と推定し、人麻呂が活躍した天武・持統朝より一世代古いと考える。そして、「この木簡からすれば、漢字の訓も相当固定している、漢文の訓読も盛んだったとみてよいのではないか。おそらく日本語を書き表す方法は、古くからいくつか出来上がっていて、それが時に応じて使い分けられたり、併用されたのだろう」と指摘する。

この東野説に対し、稲岡氏は辞書的な注がみられるからといって、「音仮名で『文章が仮名書きされることもあった』とするのは、飛躍し過ぎて」と批判し、「田須久」や「阿佐ム加ム移母」は「文章」で

はなく、「誣」・「贅」の注として意義あるものとしか考えられないとする。稲岡氏においては、多様な日本語の表記法は考え難いのである。⁽²⁷⁾

和文と和語とを対立点とする論争は、両者が納得するようなかたちでは決着しないだろう。和文は和語から構成される。しかしこの場合、部分(和語)を足していけば必ず全体(和文)になるとはかぎらないからである。稲岡氏の批判は当然のことである。このような方法論上の問題を確認することは、重要である。現在のところ、稲岡氏の仮説の優位性は認めねばならない。

いずれにせよ、天武朝における「日本語表記改革の新たなうねり」⁽²⁸⁾は、事実として存在する。その徴証の一端が『日本書紀』天武十一年(六八二)三月条の「新字一部四十四卷」であり、八月条の「礼儀・言語之状を詔す」である。両者とも詳しい内容は不明であるが、前者の「新字」については小島憲之氏が「古字との差、その訓詁、音義などの記事を説く小学書」とする。

以上のように、和文表記化の稲岡説に対する批判説を検討してきた。こうした論争の決着は、天智・天武朝前後の新たな木簡などの新史料の出土をまたなければならぬだろう。小稿で検討したいことは、第一節「声の世界の和語表記」の末尾で述べた部民制の表記問題である。鳥養・鳥養部や馬飼・馬飼部などの名負いの氏や職業部の表記がいつ成立したか、詳細は不明である。しかし、すでに取りあげた「山部五十戸」の法隆寺系幡銘からみて六六三年(天智二)までさかのぼることは確実である。その平絹幡とは、

癸亥年山部五十戸婦為命過願造幡之

である。『法隆寺献納宝物銘文集』の備考では、癸亥年を「養老七年(七三三)」とするが、天智二年(六三三)であろう。⁽²⁹⁾

また、岡田山古墳出土の鉄剣銘「各(額)田部」が六世紀後半、一九九九年十二月の木簡学会で発表された難波宮跡北西部出土の木簡「委尔部栗」が六四八年前後の木簡と想定されることからみて、職業部の成立も天智朝以前になることはまちがいないだろう。額田部は名代、委尔部はいわゆる豪族所有部(部曲)であるが、職業部も六世紀後半までには鳥養や馬飼のような表記になったであろう。

つまり、鳥養のような目的語の名詞に動詞を続けて書くような書式が、相当に古くから存在していたことが想定される。しかし、これはテニヲハなどの助詞を表記するような形態ではない。たとえていえば、『魏志』倭人伝の「卑奴母離」を「夷守」と表記するようなかたちである。したがって、このような部民制の表記を積み重ねても、和文文化への途は質的に異なるといわねばならない。これまた、部分の加算によって全体への転化につながらない事例である。こうした本質的差異を理解したうえで、略体歌との比較を試みることはそれほど無意味ではなからう。今後の研究課題の一つにはなるだろう。

三 宣命・寿詞と古体歌

——むすびに代えて——

稲岡耕二氏による和文表記の研究を手がかりにして、和歌の文字化

祭（大嘗祭）や新年拝賀・皇子誕生などと関係すると指摘する。たとえば新嘗祭には、新室がつくられ、寿歌や寿詞が唱えられるのである。

祝詞の成立を考察するうえで、その表記問題から興味深い指摘が出されている。⁽³⁶⁾ 藤原宮出土の文書木簡には、

- (a) 御門方大夫前白上毛野殿被賜
(b) 以上博士御前白 宮守官

というような「宛先の前に白す」記載がある。こうした文書形式は公式令にはみられないが、祝詞に類例がみられる。わかりやすい例でいえば、童田風神祭条に含まれる

童田に称^{たへごと}辞^を竟へまつる、皇神の前に白^{まを}さく（略）⁽³⁷⁾

という祝詞である。こうした「…の前に白す」という文書形式は、天武朝ごろには広く行なわれていたが、一般の公文書では大宝令制の書式にとってかわられた。しかし、祝詞のような特殊な事例には後代まで残存したと考えるのである。確かに成立する可能性の強い見解である。ここでは「祝詞の中には、（略）その成立が天武朝にまで遡るものがある」と指摘されているが、祝詞かどうかは別にして天武朝は律令制的祭祀や儀礼が整備される時期にあたる。儀式の継続性の必要から、文字が記録されることも考慮しておきたい。

以上のような松本・柴田両氏の研究によれば、宣命と寿詞は各種の儀礼との深いつながりを想定しなければならない。最近、犬飼隆氏は儀礼における「歌の座」の筆録の可能性から、和歌木簡を考察してい

る。⁽³⁸⁾ 「まつりごと」の一部として、成立期の和歌を捉えている。こうした研究によれば、宣命・寿詞と和歌には儀礼と関与するという、共通の性格が認められることになる。とすれば、その和文表記にあたって、相互間の影響を考慮していかなばならないだろう。「まつりごと」に関係する散文的世界と芸能的世界とは違いも生じてくるだろう。しかし、宣命・寿詞と和歌は口喃的世界の意思表示であり、初期の表記には共通性も憶測できるのではあるまいか。

なお、小林芳規氏は先に紹介した北大津遺跡出土の「音義木簡」や飛鳥池遺跡出土の別の木簡例から、七世紀後半には日本語の語順によって漢字文を綴ることや、漢文訓読が行なわれていたことを指摘している。⁽³⁹⁾

漢語・漢文の受容から和語・和文の表記の歴史を考えようとしたが、はなはだ粗雑なデッサンに終わってしまった。全体として今後の研究の覚え書の域にも達していない。しかも最近、神野志隆光氏⁽⁴⁰⁾らが強調する「書くことの意味」を考える問題提起にも十分に応えていない。しかし、もはや時間的余裕もないので、ここで擱筆せざるをえない。研究領域をまたいでいるので、多くの研究文献を見落していると思われるが、ご海容を乞いたい。

注

- (1) 酒寄雅志「渤海通事の研究」(『栃木史学』二、一九八八年)。遠山美都男『古代王権と大化改新』三二二頁(雄山閣、一九九九年)。
(2) 新日本古典文学大系『続日本紀』二(岩波書店、一九九〇年)の脚注

等による。

- (3) 日本語の歴史1『民族のことはの誕生』三五二頁(平凡社、一九七八年)。
- (4) 西村敬三「卑弥呼の遣魏使『都市牛利』について」(『季刊邪馬台国』五五、一九九四年)。吉田孝「魏志倭人伝の『都市』」(『日本歴史』五六七、一九九五年)。
- (5) 東京国立博物館『修理報告 有銘環頭大刀』東京国立博物館、一九九二年。
- (6) 吉村武彦「倭国と大和王権」(『岩波講座日本通史』二、一九九三年)。
- (7) 日本古典文学大系『日本書紀』上、四七七頁(岩波書店、一九六七年)。以後、特にことわらない時は同書を使用する。
- (8) 新訂増補国史大系『日本書紀』前、六一頁(吉川弘文館、一九六六年)。
- (9) 『日本書紀』上、二九三頁。
- (10) 新編日本古典文学全集『万葉集』一、三〇七頁(小学館、一九九四年)。以下、『万葉集』は同全集を使用する。ただし、表記を変更する場合はある。
- (11) 狩野久「部民制——名代・子代を中心として——」・「部民制再考——若倭部に関する憶説——」(『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年)。
- (12) 新訂増補国史大系『令集解』前篇、一〇二頁(吉川弘文館、一九六六年)。
- (13) 『日本書紀』下、一六四頁。
- (14) 吉村「倭国と大和王権」。この記述は、この拙稿に基づいている。
- (15) 稲岡耕二「木簡と表記史」(『松村明教授古稀記念 国語研究論集』明治書院、一九八六年)。
- (16) これは稲岡論文に掲載された積文。翌年の『木簡研究』八(一九八六年)に掲げられた積文は、
 ・ 椋^(持任カ)□□之我^(馬不カ)□□稻者□□得故我者反来之故是汝卜部

- ・ 自舟人率而可行也 其稲在処者衣知評平留五十戸旦波博士家である。なお、『西河原森ノ内遺跡 第三次発掘調査報告書』(中主町教育委員会・中主町埋蔵文化財調査会、一九八七年)では、
 ・ 椋^(直カ)□□之我^(任カ)□□稻者馬^(不カ)□□得故我者反来之故是汝卜部
 ・ 自舟人率而可行也 其稲在処者衣知評平留五十戸旦波博士家となる(表記は、新字に改めた)。
 後に稲岡氏はこれらの所見により、
 ・ 椋^(直)□□之我^(任)□□稻者馬^(不)得故我者反来之故是汝卜部
 ・ 自舟人率而可行也 其稲在処者衣知評平留五十戸旦波博士家と改めている(『人麻呂の表現世界』二頁、岩波書店、一九九一年)。小論では時系列を重視して叙述した。
- (17) 『西河原森ノ内遺跡 第一・二次発掘調査概要』(中主町教育委員会・中主町埋蔵文化財調査会、一九八七年)。山尾幸久「里制に関する予備的考察」(『立命館文学』五三五、一九九四年)。後者の論文によれば、庚午年(六七〇)〜天武五年(六七六)前後となるか(同三四五頁)。
- (18) 『人麻呂の表現世界』によれば、「椋^(直)□□(ふ、す)。我が□□(きし)稲は、馬を得ざるが故に、我は反り来たる。故是に汝卜部、自ら舟人率て行くべきなり。其の稲の在処は、衣知評平留五十戸の旦波博士の家」となる(同書二頁)。
- (19) 『西河原森ノ内遺跡 第三次発掘調査報告書』では、「この木簡が、付札のように名まで書かなくても、その人物が特定できたためと思われる」(三〇頁)と記す。名前の問題は、別の機会に考えたい。
- (20) 稲岡耕二「人麻呂歌集の筆録とその意義」七三頁(『国語と国文学』四六一〇、一九六九年)。
- (21) 稲岡前掲『人麻呂の表現世界』。
- (22) 稲岡耕二「総訓字表記への志向とその転換」上・下(『万葉集研究』二一・二二、塙書房、一九九七年・九八年)、「声と文字序説——人麻呂歌集古体歌の時代——」(『声と文字 上代文学へのアプローチ』塙書房

- 一九九九年)。
- (23) 吉村武彦『日本の歴史⑨ 古代王権の展開』三一九頁(集英社、一九九一年)。
- (24) 東野治之「最古の「万葉仮名文」(『書の古代史』岩波書店、一九九四年。初出は一九九二年)。なお、東野氏の和文の表記については「日本語論——漢字・漢文の受容と展開——」(『長屋王家木簡の研究』塙書房、一九九六年。初出は一九九三年)を参照のこと。
- (25) 『日本古代木簡選』一八八頁(岩波書店、一九九〇年)。
- (26) 林博通『大津京』一〇七頁(ニュー・サイエンス社、一九八四年)。なお、『古代近江の遺跡』(サンライズ出版、一九九八年)では第二章「大津京と周辺の遺跡」で紹介されているが、特に年代への言及はない。
- (27) 稲岡耕二「和歌文学大系1 万葉集(一)」四一八頁(明治書院、一九九七年)。「総訓字表記への志向とその転換」上、三二八頁。
- (28) 沖森卓也「木簡に現れた古代日本語」一八五頁(『上代木簡資料集成』おうふう、一九九四年)。なお、沖森氏には「和文体の成立」(『東京大学国語研究室創設百周年記念 国語研究論集』汲古書院、一九九八年)がある。
- (29) 小島憲之「文字の揺れ——天武飛鳥朝「新字」撰定の周辺——」一八九頁(『万葉以前』岩波書店、一九八六年)。
- (30) 東京国立博物館編『法隆寺献納宝物銘文集成』一四五頁(吉川弘文館、一九九九年)。なお、東野治之「法隆寺伝来の幡墨書銘」(『日本古代の葬制と社会関係の基礎的研究』大阪大学文学部、一九九五年)も参照のこと。
- (31) 狩野前掲『日本古代の国家と都城』一六一頁。
- (32) 松本雅明「宣命の起源」(『日本古代史論叢』吉川弘文館、一九八〇年)。
- (33) 奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」十三(一九九八年)、同「奈良国立文化財研究所年報」一九九八―II。
- (34) 「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」十三、四頁。
- (35) 柴田実「古代の寿詞について」(前掲『日本古代史論叢』)。
- (36) 奈良国立文化財研究所「藤原宮木簡」一、解説「付章 藤原宮木簡の記載形式について」(一九七八年)。
- (37) 日本古典文学大系『古事記 祝詞』四〇二頁(岩波書店、一九五八年)。
- (38) 『藤原宮木簡』一、解説三四頁。
- (39) 犬飼隆「観音寺遺跡出土和歌文簡の史的位位置」(『国語と国文学』七六一―五、一九九九年)。
- (40) 小林芳規「飛鳥池木簡に見られる七世紀の漢文訓読語について」(『考古』三六、一九九九年)。
- (41) 神野志隆光「文字とことば・『日本語』として書くこと」(『万葉集研究』二二、塙書房、一九九七年)。
(一九九九年十二月二十日受付、一九九九年十二月二十日受理)